

令和8(2026)年度

# 危機管理マニュアル

(学校安全と危機管理)

学校法人 高松学園

飯田女子高等学校



## 【目次】

1. 学校安全と安全管理	
(1) 「学校事故」とは？ .....	1
2. 校内における危機管理体制	
(1) 学校管理下の事故 .....	1
(2) 学校事故・災害救急システム(基本ライン) .....	2
(3) 学校事故発生時の役割分担 .....	3
(4) 学校事故発生時の対応 .....	4
(5) 基本調査の実施 .....	8
(6) 詳細調査の実施 .....	9
3. 基本ライン以外の危機管理体制(フロー図)	
(1) 行事等校外での事故 .....	9
(2) 不審者の侵入 .....	10
(3) 生徒引き渡し時における保護者の本人確認 .....	11
(4) 頭頸部の外傷 .....	12
(5) 熱中症 .....	13
(6) 食物等のアレルギー .....	14
(7) 交通事故(生徒引率時) .....	14
(8) 地震及び火災 .....	15
(9) Jアラート発報時 .....	17
(10) 個人情報の保護 .....	17
(11) いじめ防止及びいじめ対策 .....	19
(12) 夜間休日等勤務時間外の行動 .....	23
(13) その他 .....	23
4. その他	
(1) 生徒並びに職員への緊急連絡体制について .....	24
(2) 通勤距離による緊急時配備体制 .....	25
(3) 令和元年度防火防災計画 .....	26
(4) 災害に対する心得 .....	27

# 1. 学校安全と安全管理

学校教育の目的は教育基本法第1条で「教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とある。児童・生徒が健康・安全に学ぶことができるように環境を整えることは、学校教育の目的を達成するための前提条件であり、年々、安全教育・安全管理の必要性は高まっている。そして、以下の3本の柱から成る学校安全を学校での教育活動を通じ、さらには、家庭や地域、関係機関等と密に連携して推進していくことが必要である。

## 安全教育

- ・安全学習…学習指導要領による
- ・安全指導…学習指導要領による

## 安全管理

- ・対人管理…心身の安全管理  
生活の安全管理
- ・対物管理…学校環境の安全管理

## 組織活動

- ・教職員による協力体制確立
- ・家庭、地域、諸機関との連携

## ●学校事故とは…

学校事故とは「学校が自らの責任において実施する教育活動中に、その責任を有する者の故意又は過失により発生した事故又は学校の施設・設備の設置管理に瑕疵があり、それが原因で発生した事故」である。

※「教育活動中」・・・授業時間・クラブ活動・学校が計画実施する教育活動を指す。

# 2. 校内における危機管理体制

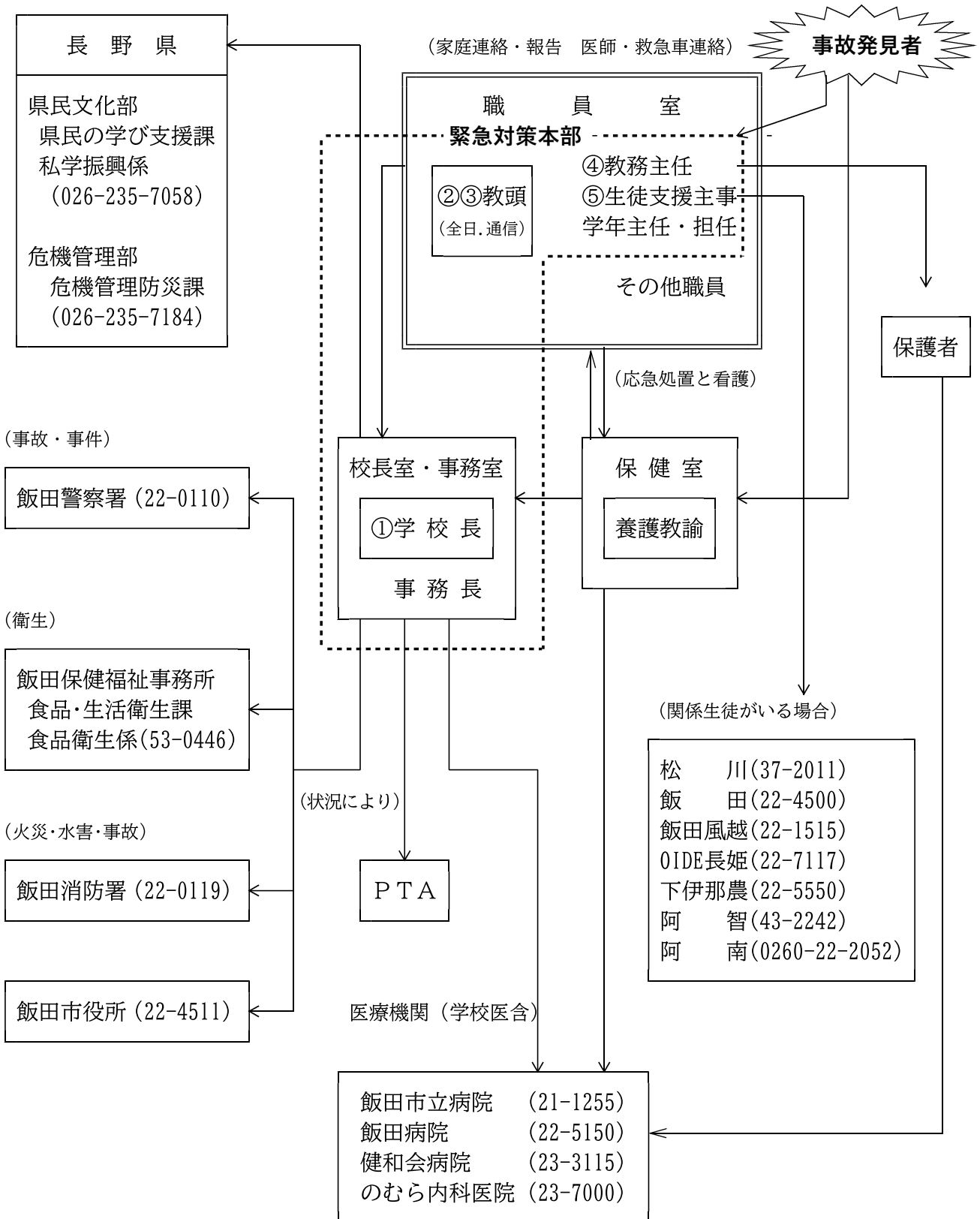
## (1) 学校管理下の事故

学校管理下とは、次に掲げる場合である。学校の管理下において発生した事故により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合に、学校（学園）が見舞金又は弔慰金を支給する。

### 学校の管理下とは

- ① 生徒が、学校の教育課程に基づく授業（課外指導）を受けている時
- ② 生徒が、通常の経路及び方法により学校へ通学（登下校）する時
- ③ 生徒等が休憩時間中又は学校長の指示もしくは承認に基づき学校内にいる時
- ④ 前各号の他に、これらの場合に準ずるものとして学校長が定める活動をしている時

## (2) 学校事故・災害救急システム(基本ライン)



### (3) 学校事故発生時の役割分担

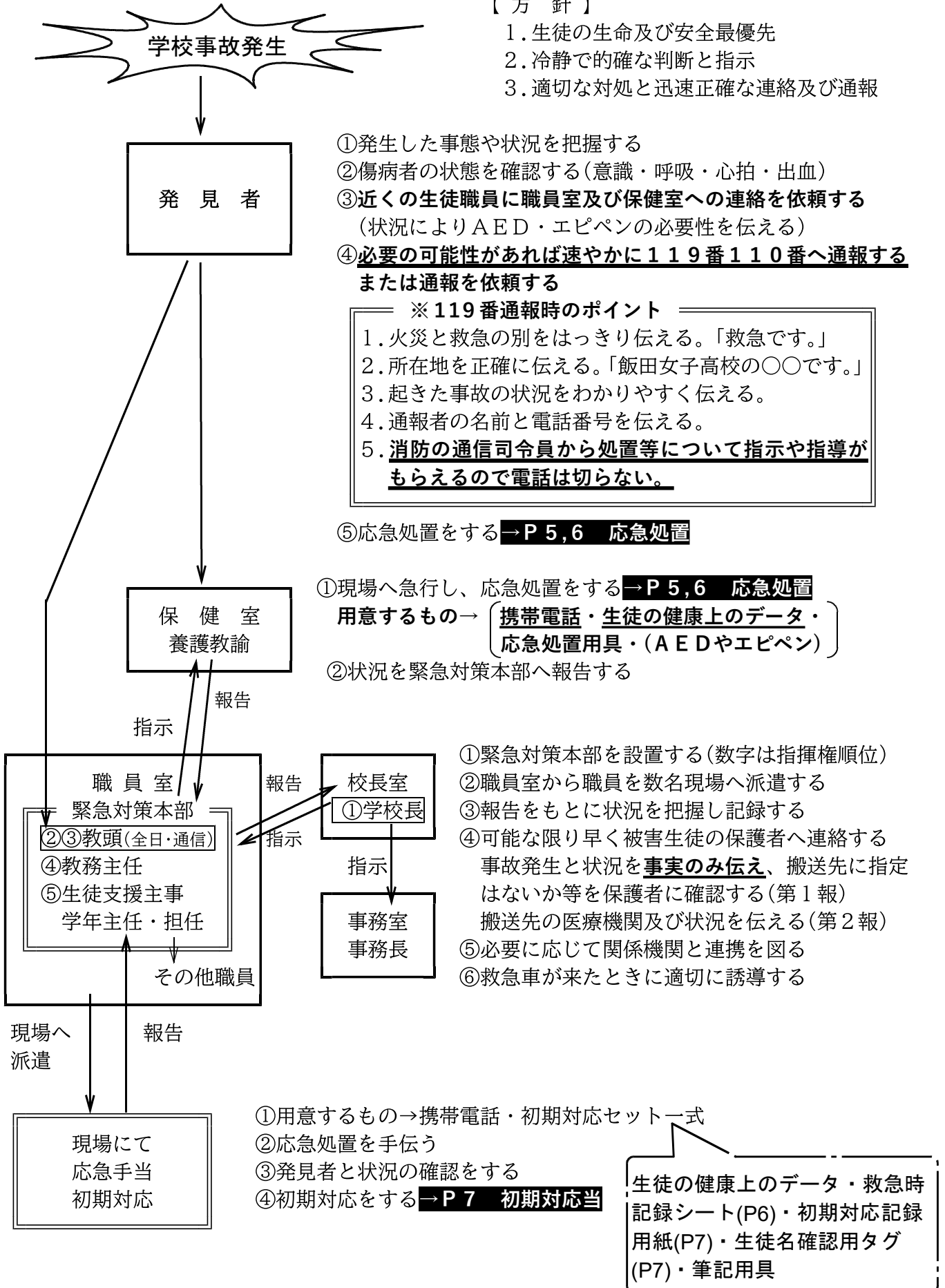
役 割	主 な 内 容	指揮順位
①本部 学校安全担当 (管理職及び 各担当指揮順位①)	全体の掌握と指示 当該生徒保護者への対応窓口(教頭) 消防・警察等への救急支援要請、誘導対応 県(情報公開私学課)への連絡報告・連携 マスコミへの対応(校内外での取材条件・取材場所限定誘導) 記者発表の時間場所(原稿締切配慮・当該生徒保護者への配慮) 学園本部・PTA会長(同窓会長)への報告と連携	①学校長 ②教 頭 ③ ④教務主任 ⑤生徒支援主事
②学校総務担当 PTA担当 (教務・PTA係)	当該保護者への連絡 職員の招集・緊急職員会議準備 全校生徒への対応(授業変更等の検討学校再開を統括) 保護者会開催・PTA役員との連携	①教務主任 ②PTA係 ③庶務○
③聴き取り担当 情報及び記録担当 (生徒支援係)	現場へ急行・状況把握・緊急対応策の即断実行 消防及び警察との連携・情報収集 当該生徒の情報収集(家庭の状況、生徒の健康、日頃の様子) 他校生徒指導主事との連携・情報収集 教職員及び生徒への聴き取り指示・情報の集約 危機対応経過の記録作成	①生徒支援主事 ②安全管理○ ③生徒支援校内○
④救護担当 (養護・特別支援係)	負傷者の実態把握と手当 関係生徒への心のケア、保護者への連絡 職員の健康状況の把握(学校医への協力要請)	①養護教員 ②保健主事 ③特別支援○
⑤学年担当 個別担当 (各学年会)	当該生徒付添(担任) 被害(加害)生徒、保護者等への個別対応補助 各学年・クラスを統括 一般生徒への対応 SNS等の情報監視	①学年主任 ②担任
⑥庶務担当 (事務室)	事務を統括 外部からの電話対応 教務との連携・教職員間の連絡補助 (※夜になる場合、教職員の食事への配慮)	①事務長 ②事務主任



#### (4) 学校事故発生時の対応

##### 【方針】

1. 生徒の生命及び安全最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対処と迅速正確な連絡及び通報



**応急処置について** ※管理者への報告より生徒の生命の安全を優先する

①傷病者の状態を確認する。(意識・呼吸・心拍・出血→止血する)

②大きな声で呼びかけ、肩をたたき、反応の有無を確認する。

→反応がない。(または判断に迷う)

→気道を確保し、すぐに119番へ通報する。(または通報を依頼する)

※通報者は処置等について通信司令員からの助言を受け、的確に情報を伝える。

AEDを持ってくるように依頼する。(生徒昇降口・体育館入口)

③呼吸の有無を確認する。

→呼吸がない、または正常な呼吸をしていない

→ただちに心肺蘇生(胸骨圧迫・人工呼吸(可能ならば))を開始する。

※突然心停止となった場合、「死戦期呼吸」と呼ばれるゆっくりとあえぐような呼吸や痙攣が認められる場合もあるので、いつもと様子が違うときは迷わず胸骨圧迫を開始する。(心停止ではない人に胸骨圧迫をしても大きな問題は起こらない)

●胸骨圧迫は、強く・速く・絶え間なく。胸の沈みが5～6cmで1分間に100～120回

※人工呼吸をする場合は、胸骨圧迫30回・人工呼吸2回の繰り返し

●AEDを装着し、指示に従う

※AEDの解析の結果「電気ショック不要」の指示が出たときでも胸骨圧迫不要の意味ではないので、ただちに胸骨圧迫を開始し、続ける。

※電気ショックを行う際には誰も傷病者に触れていないことを確認する。

④応急手当を最優先しながらも、近くにいる職員または生徒に職員室保健室への報告を依頼する。

⑤救急時記録表(初期対応セット内または養護教諭が持参→P6)のチェック事項を確認し、救急隊並びに本部へ正確に状況を報告する。



**初期対応について** ※随時緊急対策本部に状況を報告し、的確な対応を実現する

※応援に駆けつけた職員は、生徒指導担当の指示により以下の事柄について分担し、対処する。

- ①応急手当をしている職員と状況の確認をする。
- ②「生徒の健康上のデータ」から当該生徒が健康上配慮すべき事柄がないか確認する。
- ③周囲を確認し、**他に手当を必要とする生徒がないか確認**する。
- ④周囲に生徒がいる場合は、生徒の動揺・不安が大きくなるように落ち着かせる。
- ⑤見ていた生徒はいないか声をかけ、**関係する生徒を把握**する。
- ⑥**加害者となる生徒がいる場合**は、必ず誰か職員が付き添い、現場から離れた場所で落ち着かせてから様子を聴き取る。(責めたりせず、状況やその生徒の思いをくみ取ることに留意、メモを残す)
- ⑦関係する生徒から「いつ」・「誰が」・「どこで」・「何をして」・「どうなったのか」を聴き取る。  
(個別に対応し、メモを残す)
- ⑧見ていた生徒からそれぞれ状況を聴き取る。(場合によっては複数の生徒を一緒に)(メモを残す)
- ⑨関係のない生徒を教室に戻す。→落ち着かせる。(学年会で分担する)
- ⑩**聴き取った内容を集約し、本部へ報告**する。  
→時系列に従って起きたことと対応を記録する。(記録担当を決める)
- ⑪担任とともに事故の状況のわかる者が救急車に同乗する。(救急隊への説明等)
- ⑫**負傷者が複数いる場合は生徒名を書いたタグを生徒の手首につけるとともに、乗った救急車の番号を記録**する。必ず学校控えの部分を切り取り、誰がどこへ搬送されたか確認できるようにする。  
(保護者に搬送先を速く正確に伝えるため)
- ⑬保護者が医療機関に到着し、引き渡すまで付き添う。

**初期対応セット内の救急搬送用生徒確認タグ及び記録用紙**

救急搬送用生徒確認タグ 生徒氏名   飯田女子高校	※切り取る(学校控え) 生徒氏名  救急車番号orナンバー
---------------------------------------	--

※必ず学校控えの部分を切り取り、誰がどこへ搬送されたか確認できるようにする。

**初期対応記録用紙** ※この用紙はメモです。丁寧さより早く正確に状況把握に努めること

令和 年 月 日 時～ 記録者

## 緊急対策本部が留意すべきこと

- ①できる限り迅速かつ正確に事実確認を行い、被害生徒の保護者に事故の発生を伝え(第1報)、搬送先医療機関に指定する病院の有無を確認する。
- ②搬送先医療機関の情報ならびに確認できた事故の状況等については、確認でき次第保護者に連絡する(第2報)。
- ③学校長・教頭はその日のうちに被害生徒の自宅または病院を訪ね、確認できた状況等を報告する。
- ④保護者に対しては学校が知り得た事実はすべて正確に伝える等責任有る対応を行う。
- ⑤学校は被害生徒等の保護者に寄り添い、信頼関係に立って事態への対処が出来るよう、対応の責任者(教頭または生徒指導主事)を決め、常に情報の共有化を図る。
- ⑥報道機関との対応は、学校長や教頭などの責任ある立場の人一人だけがあたる。それ以外は、インタビューされても、決して個人の見解は言わないようにする。
- ⑦学校は被害生徒の保護者の要望や状況に応じてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

## (5)基本調査(事実関係を整理する調査)の実施

### 1, 調査対象および目的

登下校中を含めた学校管理下において発生した死亡事故及び学校設置者への報告対象となる事故(治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故)のうち、被害生徒の保護者の意向をふまえ、学校設置者が必要と判断した事故を対象とする。

この調査は民事刑事上の責任追及やその他訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事故の兆候(ヒヤリハットを含む)を含め、当該事故に関係する事実を可能な限り明らかにし、日頃の安全管理のあり方等事故の原因を検証し、今後の事故防止に生かすため以下の目的をふまえて事実に向き合うものであり、被害生徒等の保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるためである。

### 2, 基本調査の実施

- 基本調査において生徒や教職員に聞き取り調査を行う際には、以下のことを事前に説明する。
  - ・調査の目的は、事故の状況を正確に把握し、事故に向き合い、今後の事故防止に役立てること。
  - ・記憶していることをできるだけ正確に思い出してほしいこと。
  - ・人の記憶には曖昧な所もあって記憶違いをしていることもあること。
  - ・一人の記憶に頼ることなく、他の人の話から総合的に判断していくこと。
  - ・誰がどのように話しているのかがそのまま外部に出ることはないこと。
- 関係する全教職員からの聴き取りは原則として3日間を目途に行う。
- 事故に関係する生徒や現場に居合わせた生徒への聴き取りの際には、事前に保護者に連絡して理解と協力を求め、保護者と協力してケアの体制を整える。
- 生徒の状況から直接の聴き取りが難しい場合は記録用紙に記入してもらう方法等をとる。

### 3, 被害生徒の保護者との関わりについて

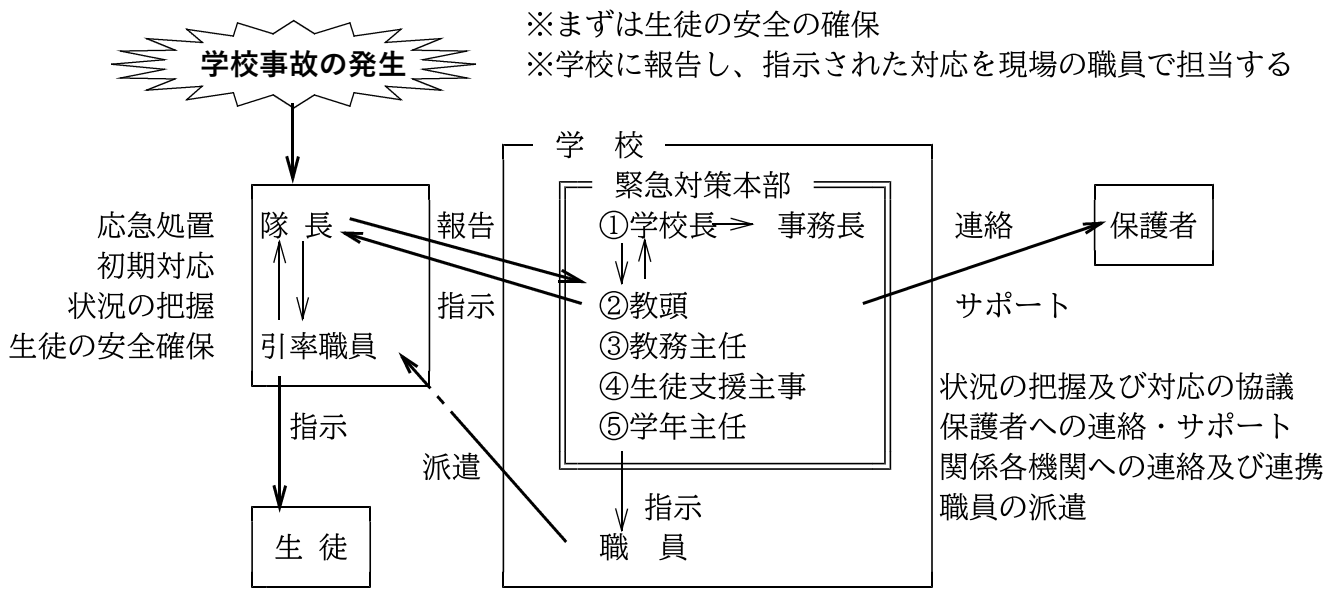
- 事故の発生直後から保護者の意向を丁寧に確認し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する。
- 学校長または教頭は、調査の経過及び整理した情報について被害保護者に対して適宜適切に説明する。(最初の説明は着手から1週間以内を目安に行う)調査中の内容に関しては断定的なものではないことを確認する。
- 被害生徒等の保護者への窓口は一本化する。(教頭または生徒指導主事)

## (6)詳細調査(事故に至る過程や原因の分析をする調査)の実施

「学校事故対応に関する指針」に従い、必要に応じて外部専門家を交えた詳細な調査を行う。

### 3. 基本ライン以外の危機管理の対処（フロー図）

#### (1) 行事等校外での事故



◎クラブ活動中の怪我について…  
 「学校事故」であることから、同様の  
 危機管理対応をする。  
 ※怪我の状況が軽微であると判断さ  
 れる場合は「事後報告」でよい

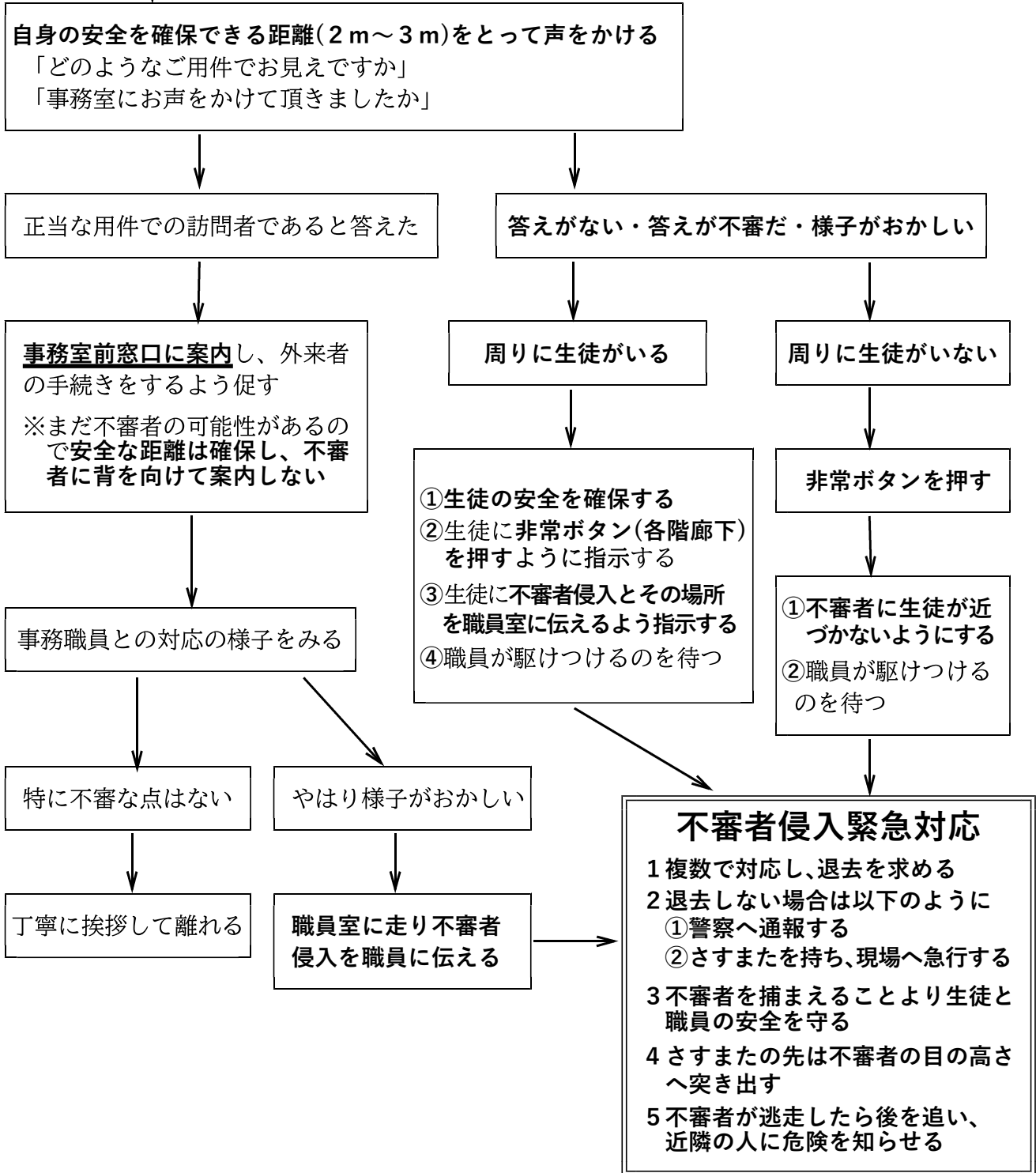
県民文化部  
 県民の学び支援課  
 (026-235-7058)  
 危機管理部  
 危機管理防災課  
 防災係  
 (026-235-7184)

松 川(37-2011)  
 飯 田(22-4500)  
 飯田風越(22-1515)  
 OIDE長姫(22-7117)  
 下伊那農(22-5550)  
 阿 智(43-2242)  
 阿 南(0260-22-2052)

## (2) 不審者の侵入時



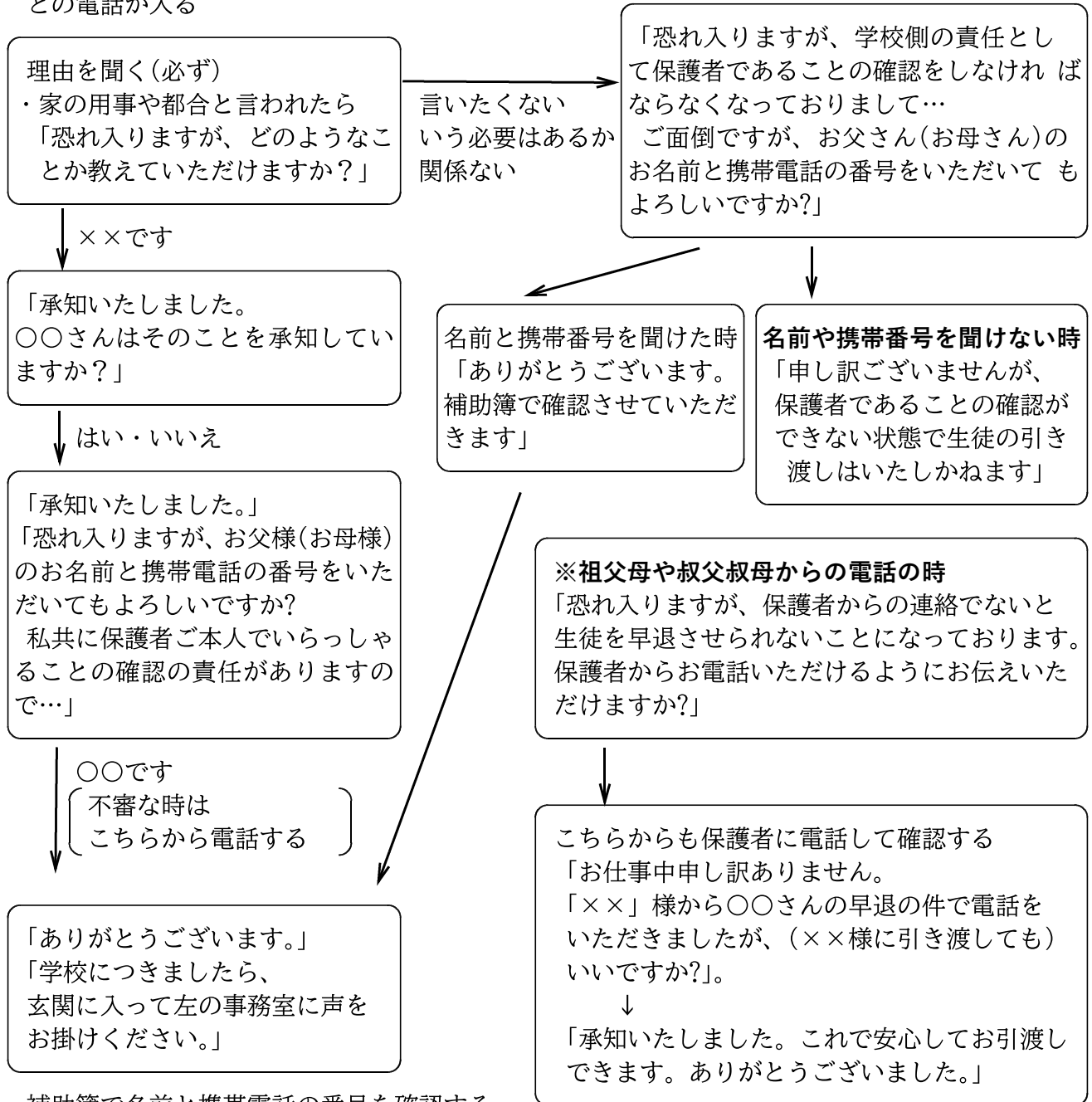
- 不審者とは外来者票をつけていない人のことを指す
- 大切なことは生徒職員の安全の確保



### (3) 生徒引き渡し時における保護者の本人確認

- 保護者を名乗る人物が登校している生徒を迎えに行くという電話が入った時、
  - 早退させる生徒の迎えに保護者が来校した時、
- 以下の要領で、**必ず保護者本人であることを確認する**

保護者を名乗る人物から生徒を早退させる  
との電話が入る



補助簿で名前と携帯電話の番号を確認する  
不審な時は保護者に電話をする

- ※生徒は保健室で待機させる。
- ※生徒を受け渡すときは必ず職員が立ち会い本人確認をすることを基本とする。
- ※直接担任の携帯に電話が入り、保護者の本人確認ができていればそれでよい。
- ※早退させる時は必ず教頭先生に報告する。

◎災害時における生徒引き渡し方法については **P 1 6 参照**

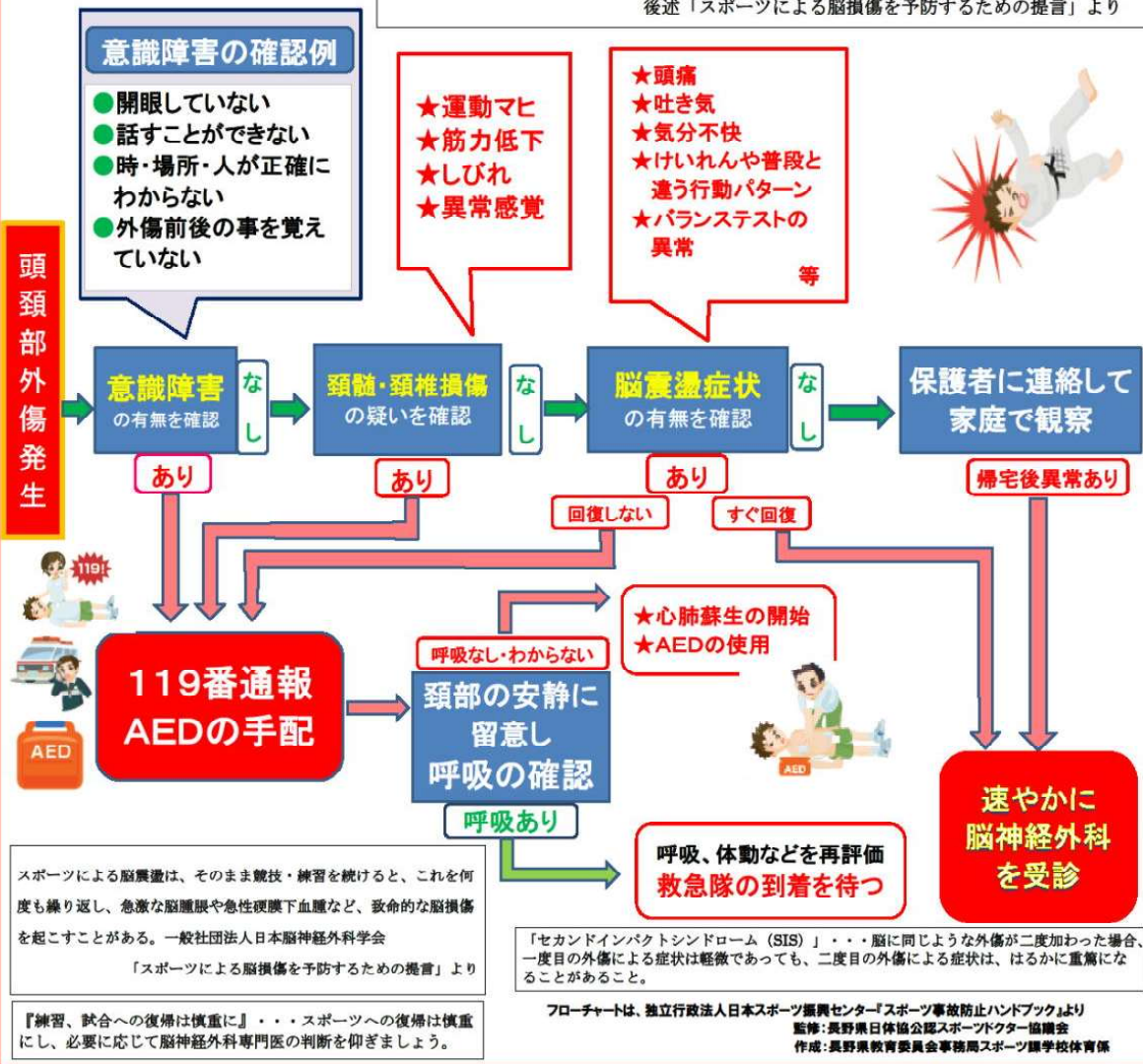
(4) 頭頸部の外傷

# 注意!

- 頭頸部や顔面に強い衝撃を受けた時は
- ◇安静にし、すぐに専門医の診察を!
- ◇本人が「大丈夫」と言っても競技に復帰させない!
- ※意識があっても生命にかかわる場合があります

## 頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート

スポーツによる脳震盪は、意識障害や健忘がなく、頭痛や気分不良などだけのこともある。後述「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」より



「あたま」や「かお」をつよくぶつけたときには、  
すぐに先生につたえよう!  
むりをしてうごかずに、そのばで休んでいよう!